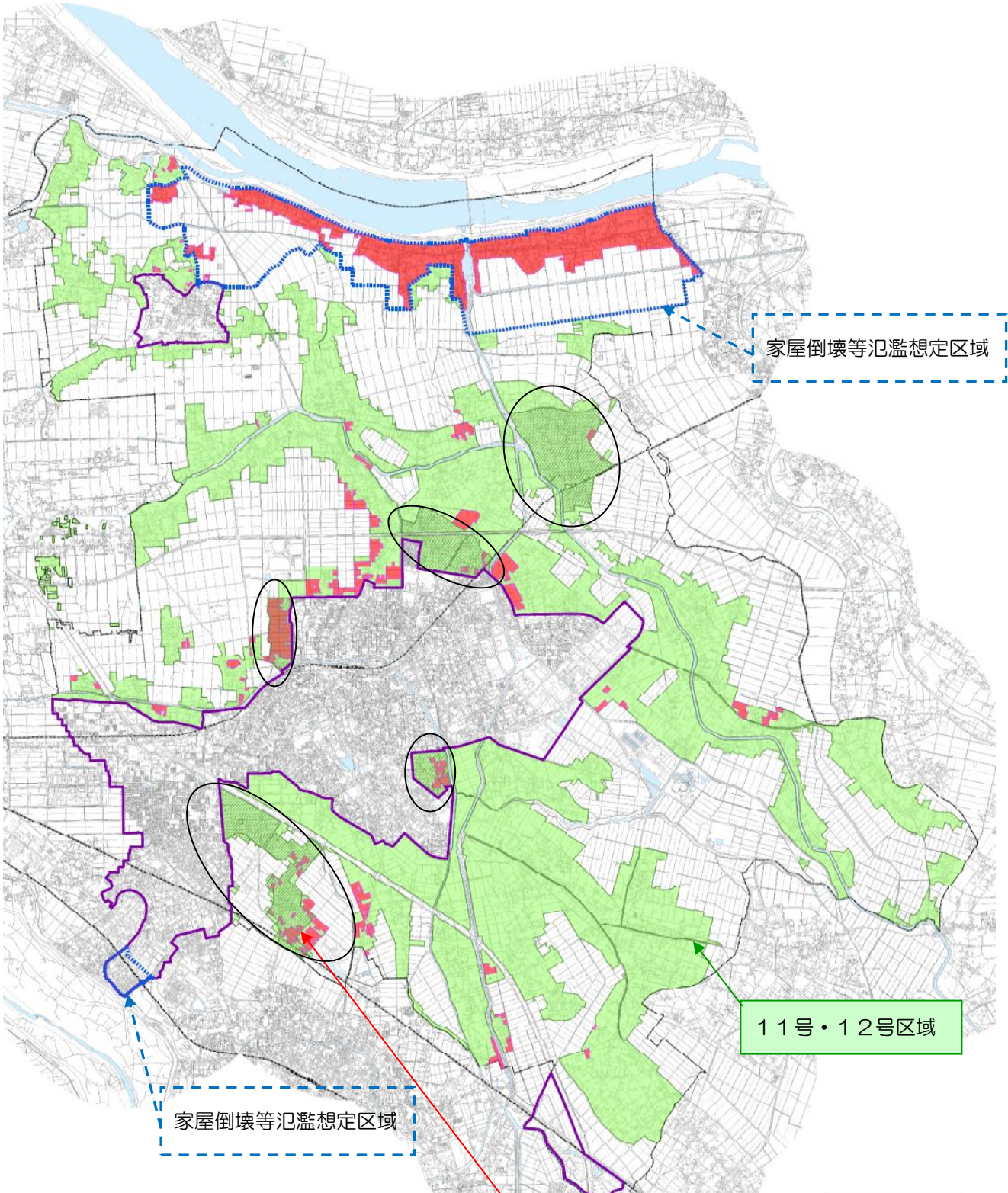


# 11号・12号区域の見直し(案)



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
  - 市街化区域
  - 11・12号条例指定区域
  - 11・12号区域から除外予定の区域
  - 都市計画区域

現在の11号・12号区域から除外予定の区域  
○11号の規定による開発許可はできなくなります。  
○12号の規定による既存集落の住宅については開発許可ができなくなります。ただし、分家住宅や公共移転などは開発許可が可能です。